

「どうする食品規制（第6回院内学習会）」の報告

NPO法人食品安全グローバルネットワーク

鈴鹿医療科学大学薬学部 中村幹雄

環太平洋連携協定（TPP）の承認案と関連11本を1本にまとめた法案が、3月8日に閣議決定され国会に提出された。TPPで輸入農畜産物のいっそうの増加と食品市場のグローバル化の進展が、生産者、加工者、製造者、流通事業者のみならず、食の安全を求める消費者の不安も高めている。こうした中で、5月20日午後3時30分～5時、衆議院第一議員会館・多目的ホール（1階）にて「どうする食品表示（第6回院内学習会）」を開催した。司会は、松本恵美子弁護士（代々木総合法律特許事務所）にお願いした。

講演1. 「TPPと原料原産地表示」と題して、全国農業協同組合連合会食品品質管理・コンプライアンス部長の立石幸一氏が講演した（内容は、211ページに掲載）。

講演2. 「食の安全と競争力を弱める規制緩和～食品添加物に焦点を当てて～」と題して、小生が講演した。要旨は次の通り。

「小さな政府」を標ぼうした1980年代の「行政改革」の一環としての規制緩和は、国鉄の分割民営化や米穀流通規制の緩和、食糧管理制度の緩和などを推進した。1990年代の「規制緩和推進」は、「原則自由・例外規制」とし、対外摩擦の解消のための国際的整合化、規制緩和の計画的な推進、検査の民間移行を進め、政府は「民業」にまで手を突っ込んだ。2000年代の「規制改革」は、規制の再構築を雇用・労働、教育、IT、医療、福祉、環境などの諸分野まで進めた。そして、2010年代の「成長戦略の一環としての規制改革」は、①雇用、②健康・医療、③産業の新陳代謝、④エネルギー・環境の4分野にまとめ、巨大な多国籍企業にとって「儲けやすい国」とすることを目指している。

1 食品添加物の規制緩和

規制緩和が進む中でも、1970年の国会決議「食品添加物の安全性について、その時点における最高の科学的水準により常時点検を強化するとともに、食品添加物の使用は極力制限する方向で措置すること」が遵守され、新規指定の際には、実態のない添加物の消除などにより概ね350品目に制限してきた。しかし、2002年の食塩の固結防止に使用されたフェロシアン化合物の食品衛生法違反を「合法」とすることで180度方針転換し、「規制緩和」路線に附合させた。この15年間で約100品目増え449品目（2015年9月現在）となった。

スクラロース、アセスルファムカリウム、ネオテーヌ等の利益を生む大型の甘味料は、当該企業が指定要請し、そうでない品目は、「国際汎用添加物」（46品目）あるいは「国際汎用香料」（54品目）として厚生労働省自らが指定に動いた。「消費者の選択」や「加工食品の輸出」を名目として、加工食品の輸入を推進するために、毎年少なくとも数千万円の予算が投じられた。

平成24年7月の閣議決定でも、「具体例、経済効果等 1) 国際汎用添加物が使用された食品の輸入が増加し、日本国民が摂取する食品の選択肢が増加することが期待される。 2) 日本の食品加工事業者にとっても、国際汎用添加物を使用することにより商品の開発力が高まり、国際汎用添加物を使用した食品の輸出の増加が期待される。」とされたが、消費者の選択に資すると評価できるものではなく、目に見える経済効果も上がっていかない。国際汎用添加物との競合品目を生産してきた日本の事業者の経済的損失だけが目に映る。

2 食品添加物市場と消費者保護

全量が輸入されるビタミン類のように、食品添

加物の国際的寡占化が進み、「非市場経済国」である中国が価格を支配しており、「完全競争市場」ではない。常に政治による介入の危険性が存在するので、国民の健康を守るための最低限の政策介入が必要である。また、食品・食品添加物に関する情報は、消費者と生産者で情報の質と量に著しい格差がある。不十分な情報の下での取引では、虚偽の行動が利益をもたらすので、不良品の流通に繋がる。今年も、カレーチェーンの廃棄物が食品として流通した事例がある。品質情報の適正な開示は、消費者保護のみならず、良質品の生産者保護にもつながる。従って、不公正な取引方法の排除に努めるとともに、「誠実な行動が最適な手段」となるインセンティブ規制が必要である。原料原産地表示が事例である。

国際基準とされるWTOルールであるCODEX基準と比べ、日本の基準は著しく緩い。ヒトの命に係わるアレルゲンや添加物の表示で顕著である。CODEX基準では、グルテンを含む穀類（小麦、ライ麦、大麦、えん麦、スペルト小麦及びこれらの交雑種）、甲殻類、卵、魚類、ピーナッツ、大豆、乳、木の実及びナツツ、亜硫酸（濃度：10mg/kg以上）の表示義務があるが、日本は、小麦、そば、エビ、カニ、卵、落花生、乳のみである。食品表示法の成立の過程で、参考人招致など世論に訴える機会があったが、それを消費者団体が阻害した。

添加物の表示についても、CODEXでは、香料および加工澱粉を除き、物質名（またはINS番号）と用途名（pH調整剤、固結防止剤、消泡剤、酸化防止剤、漂白剤、增量剤、炭酸化剤、着色剤、保色剤、乳化剤、乳化塩、固化剤、調味料、小麦粉処理剤、発泡剤、ゲル化剤、光沢剤、保水剤、防腐剤、噴出剤、膨脹剤、キレート剤、安定剤、甘味料、増粘剤）を併記する原則であるが、日本の基準では、用途名併記は、8用途（甘味料、着色料、保存料、糊料（増粘剤、安定剤、ゲル化剤）、酸化防止剤、発色剤、漂白剤、防かび剤）のみで、他の添加物は物質名のみの表示が求められる。さらに、「一括名」と称し、物質名さえも表示されない用途（イーストフード、ガムベー

ス、かんすい、苦味料、酵素、光沢剤、香料、酸味料、チューインガム軟化剤、調味料（アミノ酸、有機酸、無機塩）、豆腐用凝固剤、乳化剤、pH調整剤、膨脹剤）に該当する添加物もある。

個々の消費者が摂取してならない物質が表示されることで、消費者の安全が守られる。必要な情報は物質名（化学名ではなく、慣用名や番号でも可）である。「安全も選択のうち」と消費者委員会食品表示部会で発言した委員もいる。「人の命も金次第」ではないので、こうした考えは誤っている。安全が確保された上で、消費者の選択があり得る。

情報の非対称は、生産者と消費者の間以外にも生じている。例えば、厚労科研費で実施された食品添加物の摂取量調査に関わった者（大手の生産者）は、個々の添加物の生産者・輸入者の名称や数量も把握可能である。厚労省への情報開示で得たコピーから明らかになった。厚労省や監督官庁の窓口を担う協会委員を輩出してきた企業とそうでない企業には歴然とした情報格差がある。

さらに、「TPPによって、米国の甘い（緩い）規制が押し付けられる」との主張は誤りである。米国は、2011年に施行されたFSMA（Food Safety Modernization Act.HR2751）により世界一厳しい規制をしている。その一方で、日本に対して「規制緩和」の圧力を強め、日米並行協議の日本側の書簡で「残り4品目（アルミニウム含有）の迅速な指定」を約束させた。小生は、アレルギー発症の事例の多い、カルミン（着色料）の指定の阻止のために努力してきた。

3 (国際) 競争力への影響（阻害）

規制緩和による国際基準を満たさない日本の規制の下では、日本の食品関連企業の国際競争力も大幅に弱まっている。①添加物とその他の原材料との表示の方法、②欧米での添加物が日本では食品扱い、③欧米で許可されていない多くの着色料、④米国よりも緩い不純物規制、⑤国際基準（CODEX-GSFA）を逸脱した使用基準（例えば、ナイシンの味噌への使用）、⑥香料の類指定品目（欧米との齟齬）、⑦調味料（たんぱく加水分解

物) の不純物の基準、⑦米国のFDA検定が、日本で民間が検定、等々。

そうした中で、農水省の輸出戦略実行委員会が加工食品の欧米輸出の促進のために既存添加物(クチナシ青色素、クチナシ黄色素、紅麹色素、紅花色素)を米国FDAとEUの許可を取得する可能性について検討している。2010年の加工食品の輸出の目標を5000億円としたとき、使用される食品添加物の期待値は5~50億円、添加物に占める色素の割合が3%程度であることから、1品目当たり400万ドル、総額1600万ドルを投じ、その半額を民間が負担するとき、民間企業は回収不可能と計算できる。中小零細が多い着色料業界は、このプロジェクトに参加できないのではないかと思う。

「算盤が合わない」どころか、FDAは許可する

とは断定できないプロジェクトに、国の予算を投じるのであれば事前に国民の理解が必要だと思う。現在でも、加工食品は、欧米に輸出されている。欧米で許可されている添加物で代替することで、輸出実績を上げてきた。むしろ、CODEXのルールに日本の規制を変更し、共通の部品で加工食品を製造する技術を高めることで国際競争力は高まる。そこに、これまで以上に注力すべきと思う。

従って、欧米に比べて極めて緩い規制を少なくともCODEXのレベルに引き上げ、さらに消費者の要求に沿って、CODEXよりも高いレベルに引き上げること、アレルゲン義務表示物質の拡大、添加物の品目の制限、使用基準の制限、規格の国際調和、等々を進めるべきだと思う。「神話」から脱出し、政策と運動方針の180度転換を期待したい。

★文献紹介★



やさいのきらいなタロウくん(幼児向け紙芝居)

監修：人形劇団シャボン玉

価格：6,000円(A2版14枚・1セット、消費税・送料別)

消費者教育に関する法律の施行に伴い、学校における消費者教育の実施が義務化されたことを受けて、本協会では、子供たちに楽しく、親しみをもって消費者問題について学んでもらうことを目的に冊子「消費者啓発 ロールプレイ&コント集」を作りました。そこに掲載されていた食育紙芝居を原案とした紙芝居「やさいのきらいなタロウくん」を作成いたしました。

5歳の野菜嫌いなタロウくんが、夢の中で恐竜に追いかけられて、自分の嫌いな野菜たちに助けられて野菜を好きになるというストーリーです。近畿の自治体で幼稚園・保育園での消費者教育の紙芝居として購入もいただいています。

幼児向けの消費者教育の現場でご活用ください。

監修は「人形劇団シャボン玉」の主宰者にお願いしました。「人形劇団シャボン玉」は人形劇を通じて幼児教育に長年貢献され、その活動に対して平成24年度には厚生労働大臣賞も受賞されています。

＜お申込方法＞

以下の項目を記して、FAXまたはハガキで申し込んでください。(http://www.zenso.or.jp/plsh.html)

- ・出版物のタイトル
- ・注文冊数
- ・届け先の郵便番号、住所、氏名、電話番号

＜申し込み先＞

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101

(公社)全国消費生活相談員協会 販売係

FAX. 03-5614-0743